

千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例

平成29年9月20日千葉県条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(国家戦略特別区域法施行令第13条第2号の条例で定める期間)

第2条 国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号。以下「令」という。）第13条第2号の条例で定める期間は、3日とする。

(認定事業者の責務)

第3条 法第13条第5項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）は、同項に規定する認定事業（以下「認定事業」という。）の実施に当たっては、本市における法第9条第1項に規定する認定区域計画の策定の趣旨を踏まえ、当該認定事業に係る令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）の滞在者（以下「滞在者」という。）に対して、地域経済活動の活性化に資するため、本市の地域資源を有効に活用した滞在型余暇活動に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、施設の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

3 認定事業者は、施設について、火災その他の災害が発生した場合における滞在者の安全の確保を図るために必要な措置を講じなければならない。

4 認定事業者は、滞在者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項、廃棄物の処理方法その他の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項について説明しなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第55号で平成29年12月21日から施行)

附 則 (平成31年3月8日条例第2号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年9月24日千葉市条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。